

第3回上下水道事業審議会資料 (下水道事業)

目次

1. 第2回審議会の振り返り
2. 下水道使用料改定の基本方針
3. 下水道使用料改定案

令和8年1月22日
那須塩原市上下水道部管理課



好きを、編む。
那須塩原市

1. 第2回審議会の振り返り

第2回審議会の審議内容と決定事項

<審議項目>

- ① 第1回審議会の振り返り
- ② 財政シミュレーション
- ③ 下水道使用料の見直しの必要性

<決定事項>

- ① 財政シミュレーション
⇒見込んだ投資計画等の設定にご了解をいただきました。
- ② 下水道使用料の見直しの必要性
⇒経費回収率向上を目的とした下水道使用料の改定について、ご了承をいただきました。

<いただいたご意見>

※特に無し

1. 第2回審議会の振り返り

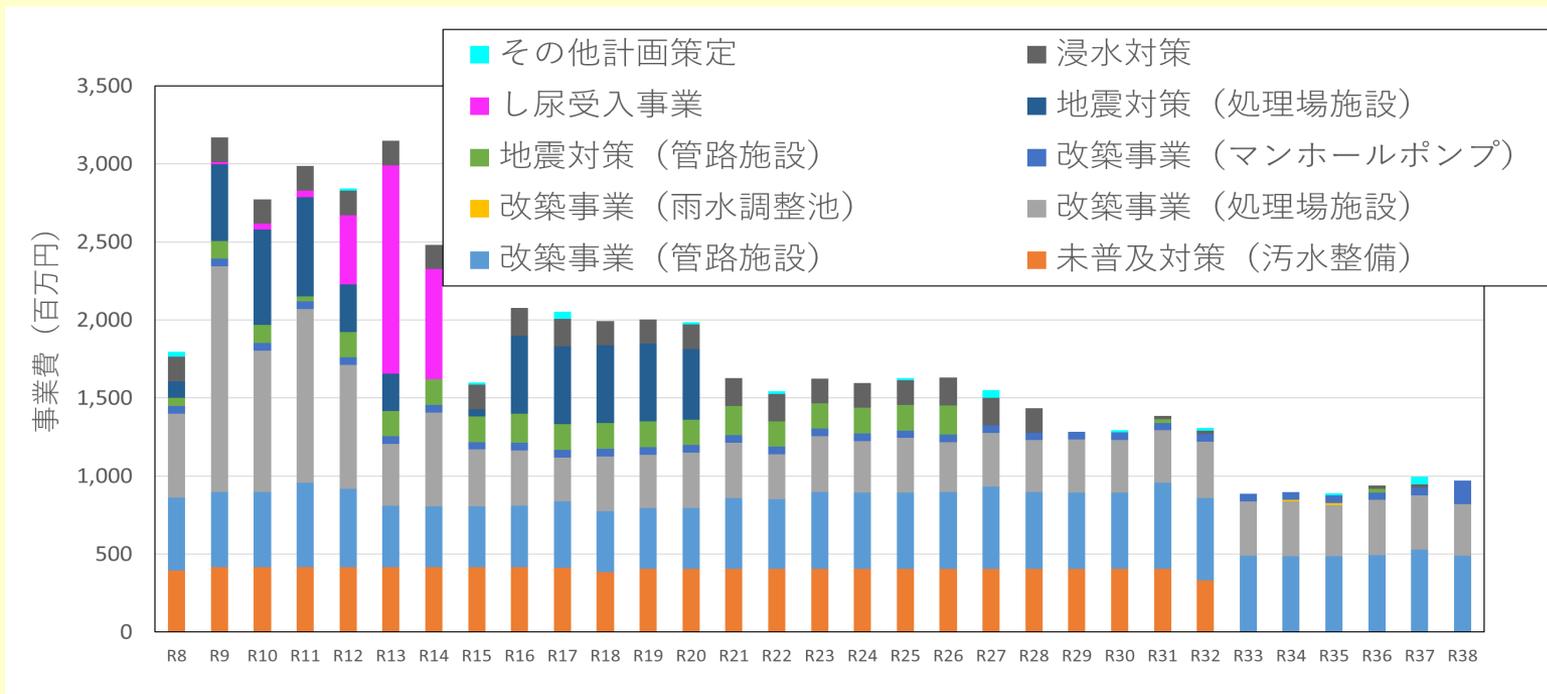
(1) 財政シミュレーションでの検討結果(第2回審議会より)

将来的に予想される老朽化対策、地震対策、物価上昇等の財政負担を見据え、収入と支出のバランスを適切に保ち、事業の安定性を確保するために必要な財源の方針を設定し、下水道使用料の改定率に関する検討に反映させることを目的に、『現状維持の場合の財政シミュレーション』を実施。

<設定条件>

1) 投資計画

未普及対策、改築事業、地震対策、し尿受入事業等の事業費を、各種計画を参照に計上。



1. 第2回審議会の振り返り

(1)財政シミュレーションでの検討結果(第2回審議会より)

<設定条件>

2) 維持管理費

令和7年度予算額を基に、物価上昇や人件費上昇を加味して算定。
事業計画やストックマネジメント計画等、一定間隔により計上される計画策定に関する支出は、計上するサイクルを事業の性質に応じて設定、過去の実績等をベースに金額を設定し、物価上昇も加味して算定。

3) 下水道使用料

[有収水量予測値] × [使用料単価(137.5円/m³)] により算定。

4) 一般会計繰入金

現行の市のルールに基づいて、『基準内繰入金』を計上。

事業を運営するための資金が不足する場合には『基準外繰入金』を計上。

5) 物価上昇・人件費上昇率

近年の急激な上昇を配慮して、2段階で設定。

項目	物価上昇率	人件費上昇率
令和8～17年度	2.0% ※内閣府「中長期の経済財政に関する試算」	3.0% ※人事院勧告近3か年平均
令和18年度以降	1.1% ※直近10年の平均	1.1% ※人事院勧告近10年間の平均

1. 第2回審議会の振り返り

(1) 財政シミュレーションでの検討結果(第2回審議会より)

〈現状維持の場合の財政シミュレーション結果〉

※ 現行の使用料水準（使用料単価137.5円/m³）を維持した場合

- ① 経費回収率は90%程度で推移する見通しであり、経費回収率100%を下回る。
- ② 基準外繰入金が生じられる。

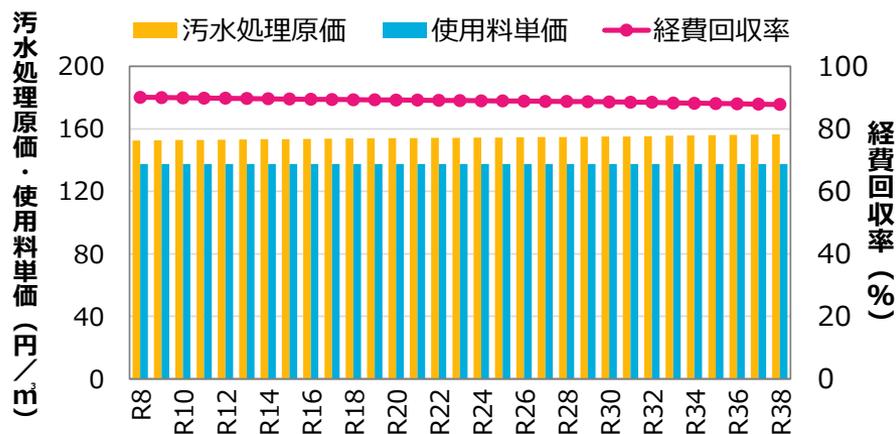


図 現状維持の場合の経費回収率の動向

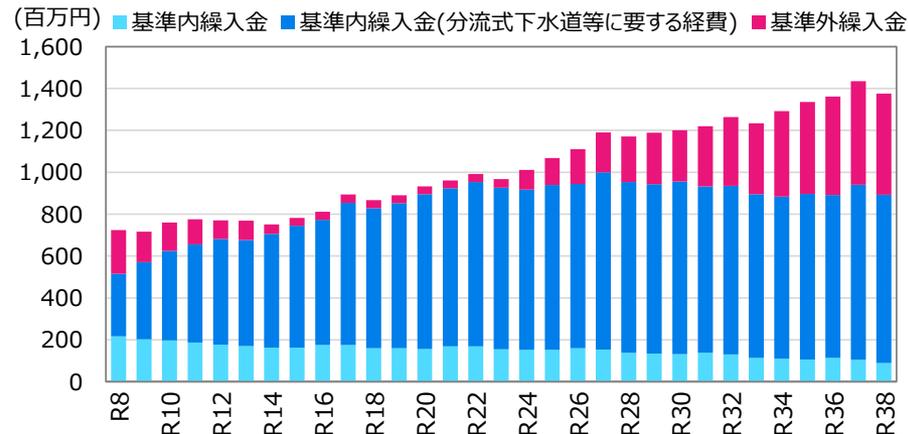


図 現状維持の場合の一般会計繰入金の動向

経費回収率が100%を達成できない場合、赤字分は基準外繰入金で補てんすることになり、下水道事業が目指すべき「独立採算」や「雨水公費・汚水私費」の考えを満たせない状態となります。

第2回審議会においては、現状維持の場合では、今後は経費回収率の向上が望めず、一般会計への依存も続くことから、下水道事業の経営健全化のため、**下水道使用料改定が必要である**との確認をしていただいております。

1. 第2回審議会の振り返り

(2) 今後の財政見通しについて (補足)

前述の財政シミュレーションにて検討したとおり、本市下水道事業においては、多額の一般会計繰入金に依存しており、令和6年度は約9億5,000万円を一般会計から繰り入れています。

繰出基準に適合しない『基準外繰入金』だけでなく、『基準内繰入金』についても、本市の一般会計の負担も大きいことから、下水道事業への一般会計からの繰出金が、本市全体にとって、大きな負担となることが懸念されます。

※令和2年度から本市下水道事業は地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しています。これに伴い、基準内繰入金の対象となる資本費の対象が企業債元金償還金から減価償却費等に変更となり、元金償還期間より減価償却期間の方が長期となるため、基準内繰入金が大きく減少しています。

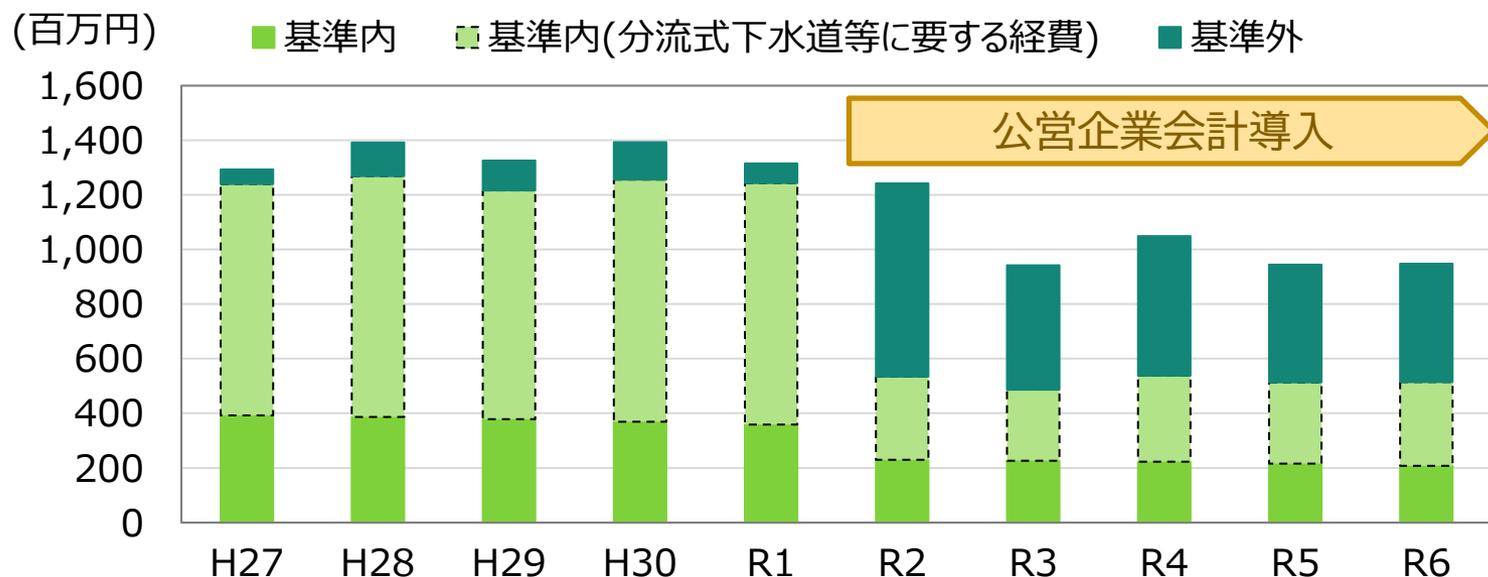


図 繰入金の動向

1. 第2回審議会の振り返り

(2) 今後の財政見通しについて (補足)

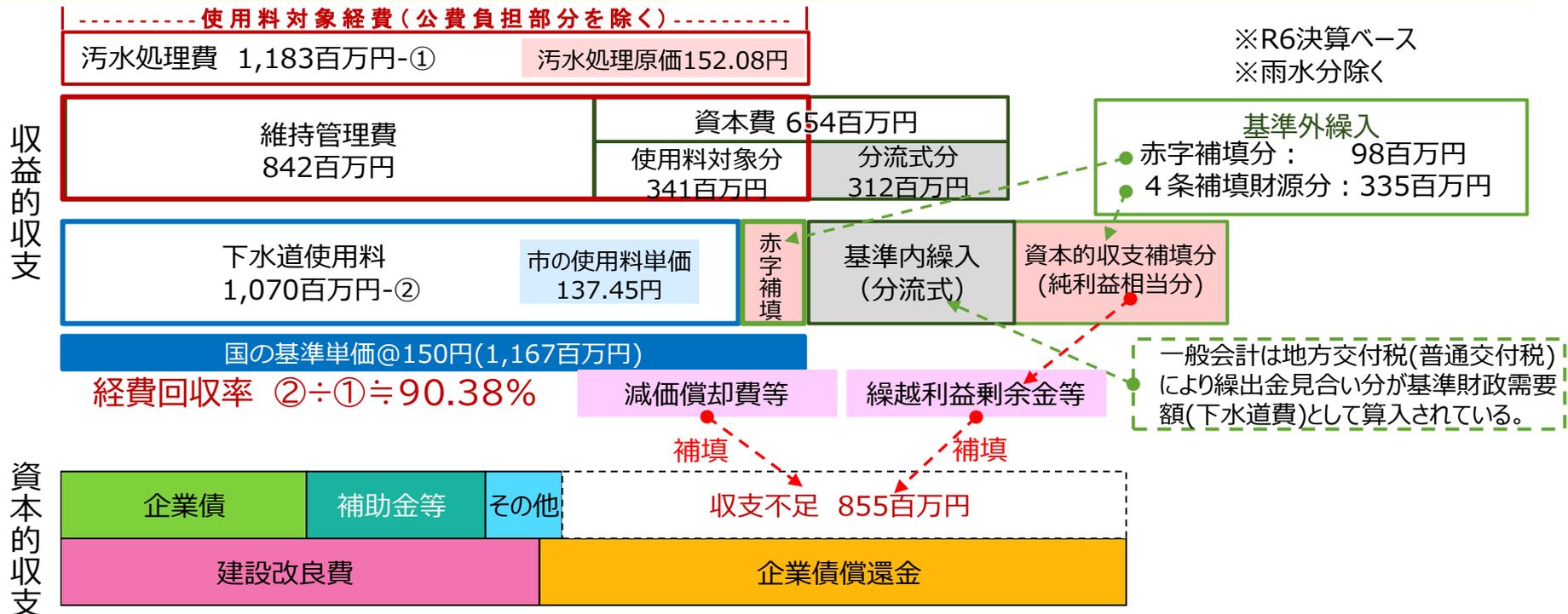
本市下水道事業における汚水分の収支の状況は下図のとおりです。

本市下水道事業の財政収支に関する課題として、以下の事項が挙げられます。

課題1：汚水処理費を下水道使用料で賄っておらず、赤字補填のために基準外繰入金が必要である。

課題2：資本的収支における不足額を補填するために、基準外繰入金を位置づけているが、収益的収入で設定しており、本来の趣旨からは適切な方法とは言えない。

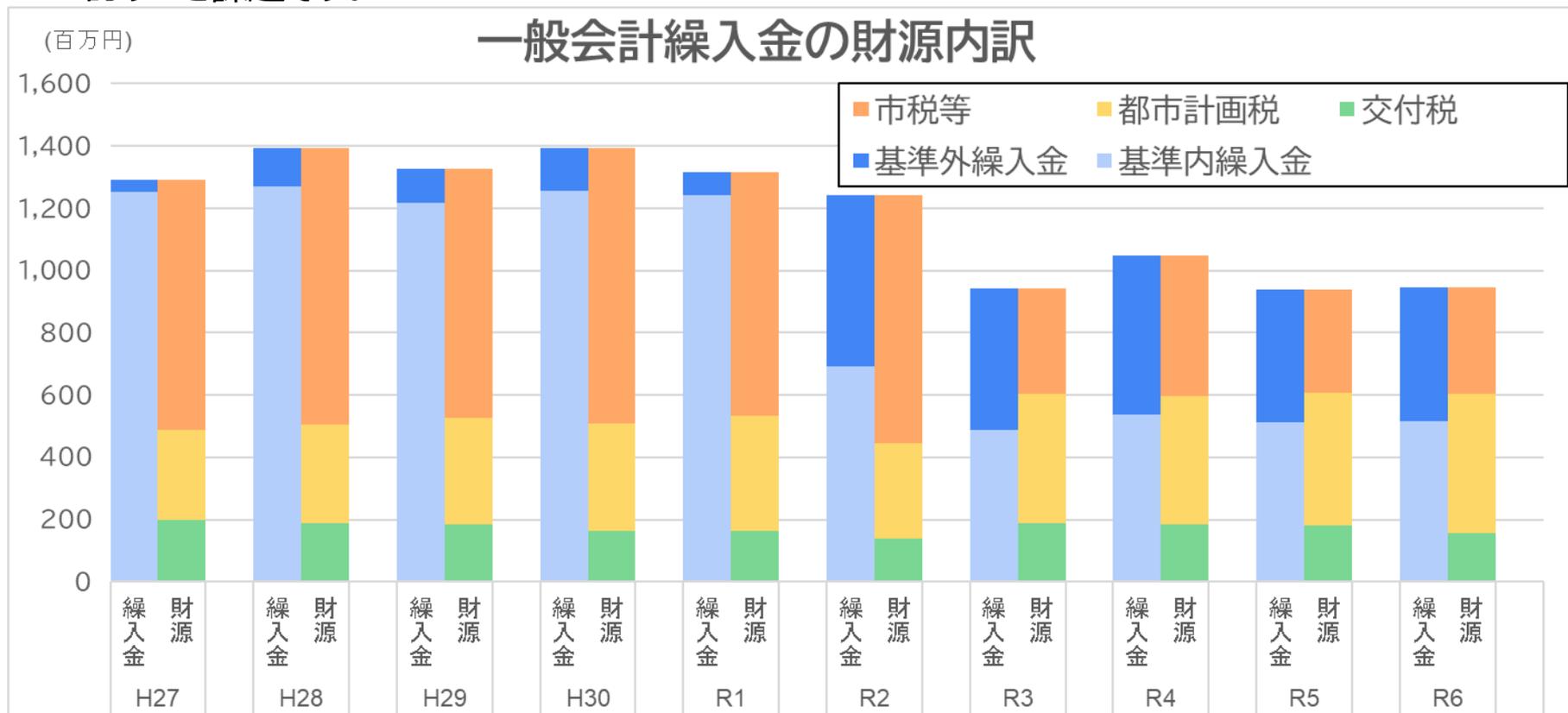
課題3：「分流式下水道等に要する経費」等の基準内繰入金も多く存在しており、今後も増加する見通しである。一部に交付税が充当されるものの、一般会計（市税）の負担も多い。



1. 第2回審議会の振り返り

(2) 今後の財政見通しについて（補足）

下水道事業への一般会計繰入金は、主に「地方交付税」と「都市計画税」を財源としています。地方交付税（普通交付税）は、交付額ベースで約1億3,700万円（令和6年度）が充当されていると試算され、都市計画税からは約4億4,600万円（令和6年度）を充てています。一般会計繰入総額は約9億4,700万円（令和6年度）であり、不足する約3億4,400万円は市税等で補填している状況です。一般会計の財政負担を軽減するには、将来的には基準内繰入金の削減も検討すべき課題です。



参考：地方交付税（普通交付税）の算定

普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

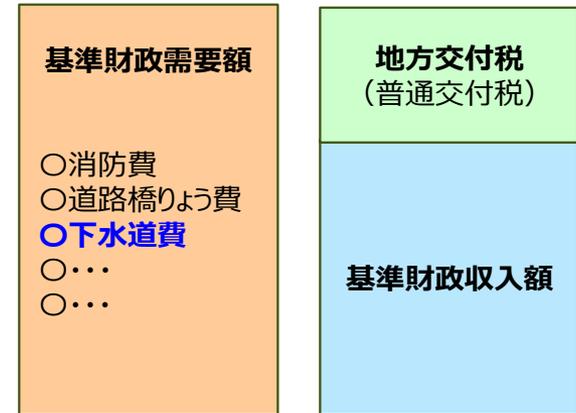
※基準財政需要額：標準的な行政サービスを行うための理論上必要な費用
 消防費や**下水道費**のように各行政項目別に分けられたものを合算して算定される

※基準財政収入額：その自治体が標準的に集めることができる収入

下水道費 = 単位費用 × 人口 × 補正係数

※単位費用：R7は繰出金として107円／人（法定）

※補正係数：自然的社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるため補正に用いる乗率（本市のR7は54.163）



【単位：千円】

交付税関係数値	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基準財政需要額	20,893,249	20,908,519	20,814,714	20,823,834	21,013,325	21,376,621	21,903,553	22,931,699	23,598,287	23,792,709	23,742,155
うち下水道費	865,989	847,737	837,958	831,815	811,899	753,559	754,097	731,161	717,160	692,641	667,693
基準財政収入額	16,132,359	16,250,351	16,246,436	16,773,610	16,793,954	17,390,788	16,403,528	17,144,480	17,618,412	18,399,496	18,844,335
調整額		17,201	16,421		18,507	10,921					12,476
交付税決定額(錯誤含)	4,760,890	4,640,967	4,551,857	4,050,224	4,200,864	3,974,912	5,500,025	5,787,219	5,979,875	5,393,213	4,885,344
下水道事業充当分(交付額ベース)	197,331	188,168	183,248	161,788	162,310	140,122	189,355	184,521	181,730	157,004	137,389
交付額ベース/下水道費(%)	22.8	22.2	21.9	19.4	20.0	18.6	25.1	25.2	25.3	22.7	20.6

※交付額ベース：基準財政需要額に占める下水道費の割合を交付税決定額に乗じて算出した数値



理論上必要な経費である基準財政需要額（下水道費）に対し、交付額ベースでは約 2 割程度の交付となる。

参考：都市計画税の充当状況

都市計画税とは市町村が道路、下水道、公園の整備などの都市計画事業等の費用に充てるために設けられた目的税です。

本市では令和6年度において約4億7,800万円の税収のうち約4億4,600万円(93.21%)を下水道事業に充当しています。

【単位：千円】

都市計画税充当事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
都市計画事業充当額	660	2,255	3,950	5,000	12,682	2,875	3,997	0	0	0
うち下水道事業充当	660	2,255	3,950	5,000	12,682	2,875	3,997	0	0	0
公債費充当額	463,394	461,637	467,618	459,399	462,451	474,532	471,544	471,829	480,540	478,872
うち下水道事業充当	287,861	315,588	340,855	341,496	356,970	301,839	410,017	413,373	426,229	446,348
都市計画税決算額	464,053	463,892	471,568	464,399	475,133	477,407	458,200	471,829	480,540	478,872
うち下水道事業充当	288,521	317,843	344,805	346,496	369,652	304,714	414,014	413,373	426,229	446,348
下水道事業充当率(%)	62.17	68.52	73.12	74.61	77.80	63.83	90.36	87.61	88.70	93.21

1. 第2回審議会の振り返り

(3) 今後の下水道事業の財政の方向性について（補足）

シミュレーションの内容を踏まえ、経営の健全化に向けた方向性を検討しました。

【財政シミュレーションによる将来の財政動向の見通し】

- 汚水処理費を下水道使用料で賄うことができず、経費回収率は100%を下回る見通しです。
- 資本的収支の不足額の補填を目的とした基準外繰入金が必要となる見通しです。
- 「分流式下水道等に要する経費」をはじめとする基準内繰入金は、減価償却費や支払利息等の資本費の増加等の要因から、今後増加する見通しです。基準内繰入金は交付税や都市計画税による財源措置はあるものの、一般会計(市税)による負担も多く、市全体の財政的な負担となることが懸念されます。



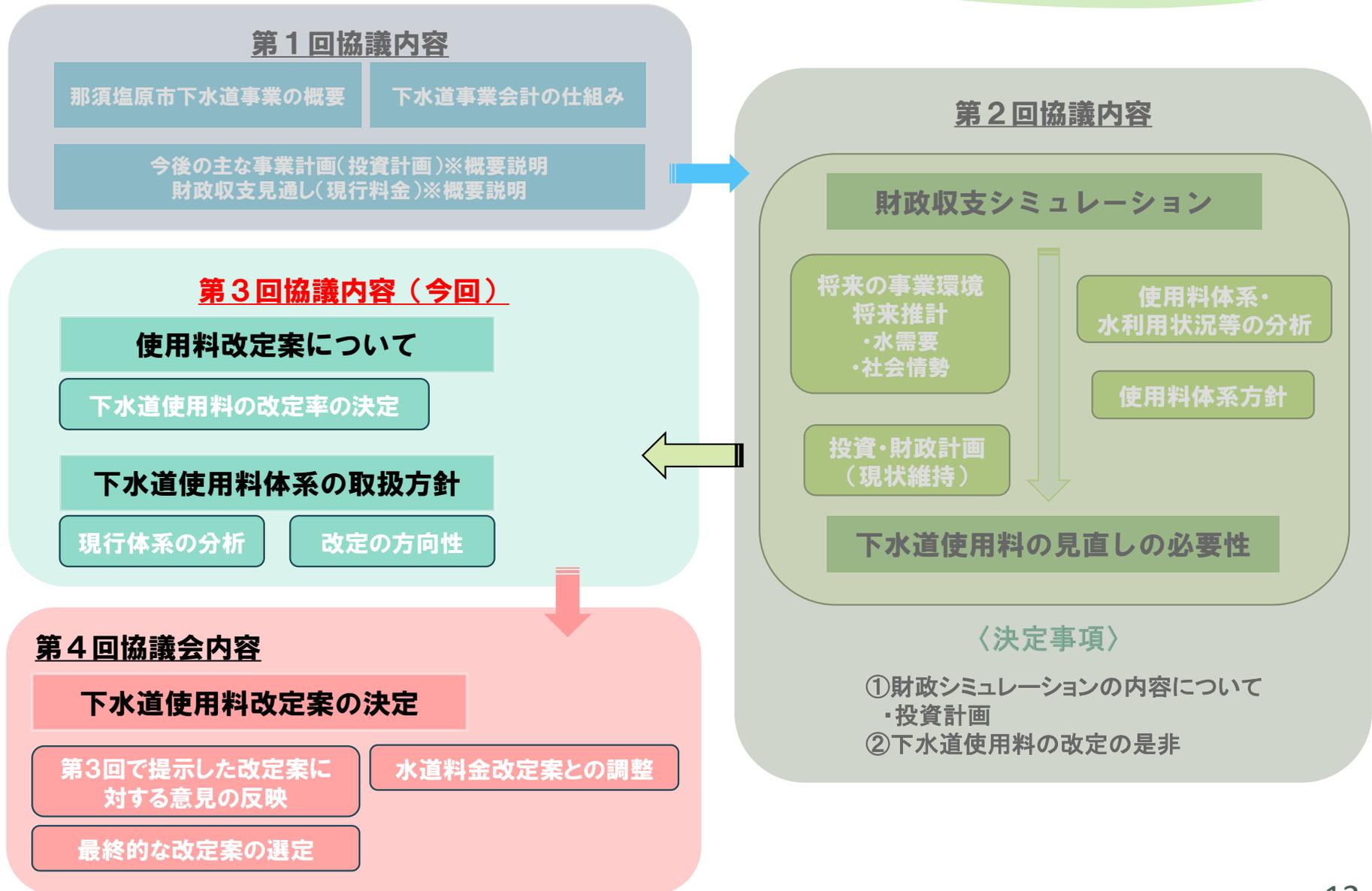
【今後の下水道事業の財政の方向性について】

- ◆ 経費回収率については、下水道事業が公営企業として独立採算を求められることから、**速やかに100%を達成するように使用料の改定を行う方針とします。**
- ◆ 資金不足分については実質的に自己資本の形成に寄与するものであるため、会計上「収益的収入」から「資本的収入（出資金）」へと整理方法を改めます。なお、その性質上、直ちに解消すべきものではなく、一般会計との協議を通じて将来的な目標水準を定めていくものとします。
- ◆ 「分流式下水道等に要する経費」をはじめとする基準内繰入金については、制度上、一般会計が負担すべき経費ではあるものの、一般会計にとって大きな負担となっていることから、中長期的な観点で削減する方針とします。

※ 下水道事業は初期投資が大きいという事業の特性から、建設投資には企業債を最大限活用するのが現実的であり、水道事業のような「企業債の充当率」に関する検討は行っていません。

1. 第2回審議会の振り返り

(4) 今後の進め方



2. 下水道使用料改定の基本方針

(1) 下水道使用料の現状

前回（H30）の前の改定は、市内で複数あった使用料の体系を一つに統一するとともに、人口動向等に関する社会情勢の変化に対応できるような大掛かりな改定を行いました。



【現行の使用料体系・改定時の考え方】

●基本水量設定の見直し

近年は社会情勢の変化により、核家族化や節水意識の向上等が進んでいることや水道事業との整合性等を考慮し、利用者の節水努力に応えることも念頭におきつつ、基本水量を廃止することとしました。

●従量使用料の水量区分の見直し

基本使用料の引き上げに伴い、一定の影響を受ける一般家庭等の負担軽減を目的に、従量使用料の水量区分の追加を行いました。

●利用者間の負担バランスの是正

将来の少子高齢化や厳しい経済状況を踏まえ、基本使用料への負担バランスを高め、大量排水者の動向に左右されにくい、下水道経営の安定化に資するような使用料改定案を設定しました。



今回の下水道使用料改定に関して、近年における本市の下水道利用状況（件数・水量）の分析を行うため、次頁以降に下水道使用件数、数量および使用料収入を示します。

2. 下水道使用料改定の基本方針

(1) 下水道使用料の現状

① 件数

件数については、市全体で増加しており、10年間で約2万7,000件増加しました。

60^m³/2か月以下の利用者が増加していますが、特に0～20^m³/2か月の少量利用者の増加が目立ちます。

61^m³/2か月以上の利用者の件数はほぼ横ばいです。

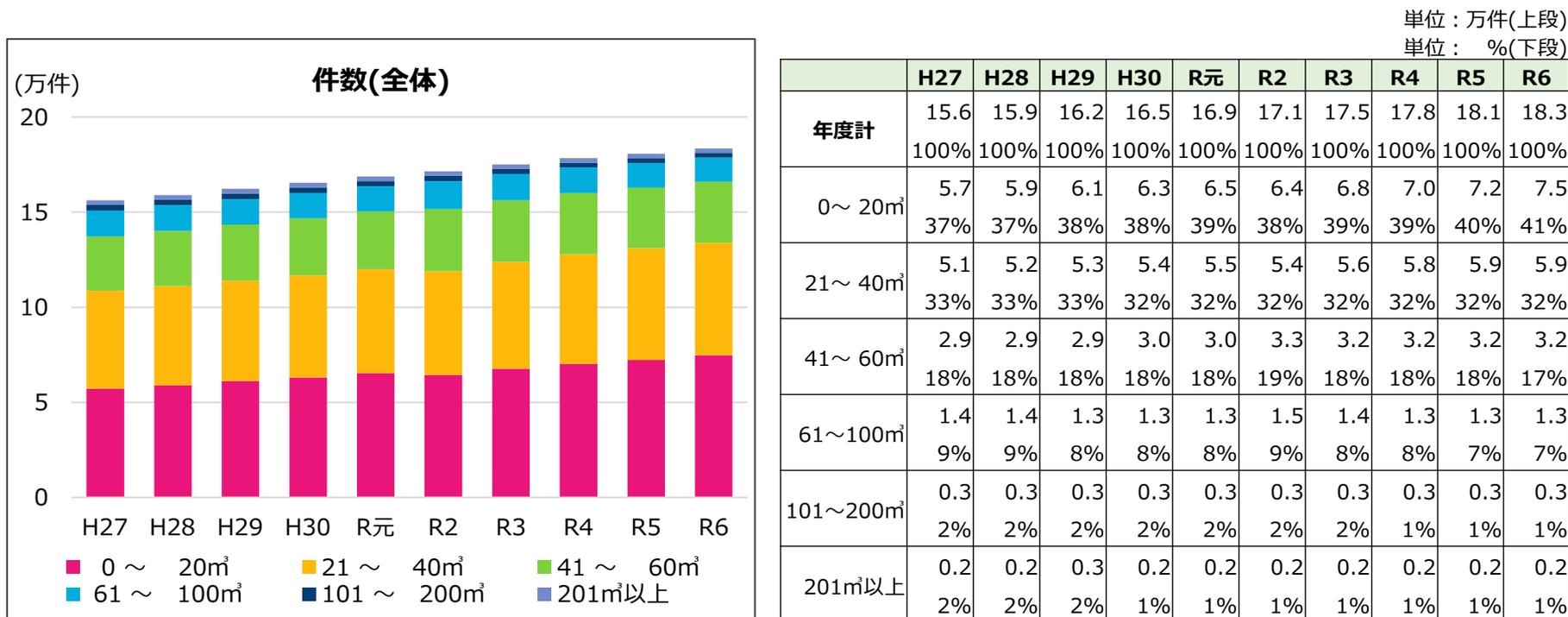


図 件数の推移

2. 下水道使用料改定の基本方針

(1) 下水道使用料の現状

② 水量

水量については、市全体で増加しており、10年間で約36万 m^3 増加しました。
 件数同様、60 $\text{m}^3/2$ か月以下の利用者からの水量が増加していますが、61 $\text{m}^3/2$ か月以上の利用者からの水量は減少しています。

201 $\text{m}^3/2$ か月以上の利用者が全体の約3割を占めていますが、徐々に少量利用者の占めるシェアが増加していることがわかります。

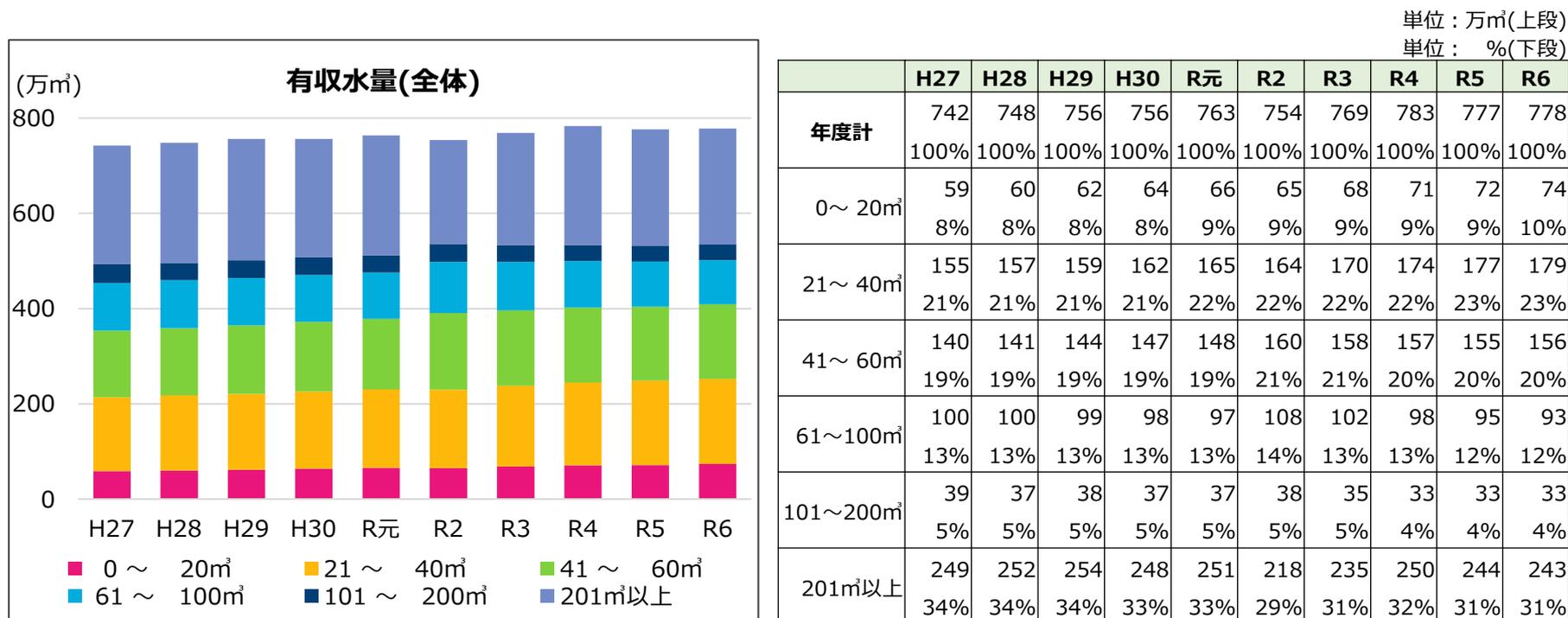


図 有収水量の推移

2. 下水道使用料改定の基本方針

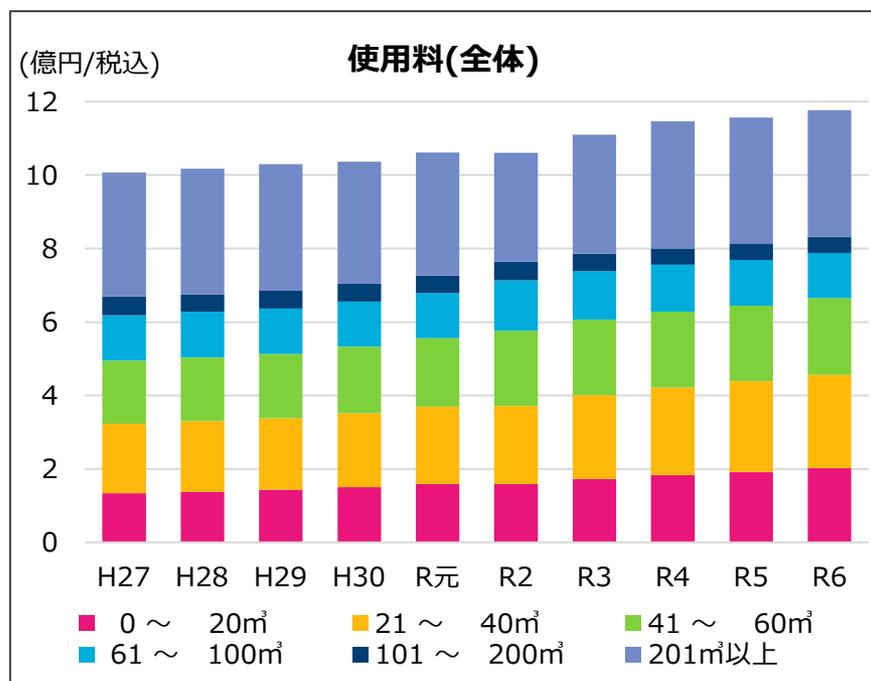
(1) 下水道使用料の現状

③ 使用料収入

使用料収入については年々増加しており、10年間で約1億7,000万円増加しました。

件数や水量と同様、60m³/2か月以下の利用者からの収入は増加していますが、61m³/2か月以上の利用者からの使用料収入はほぼ横ばいです。

全体からのシェアは減っていますが、201m³/2か月は使用料収入で約3割のシェアを占め、収入としては重要な存在です。



単位：万m³(上段)
単位：%(下段)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
年度計	742 100%	748 100%	756 100%	756 100%	763 100%	754 100%	769 100%	783 100%	777 100%	778 100%
0 ~ 20m ³	59 8%	60 8%	62 8%	64 8%	66 9%	65 9%	68 9%	71 9%	72 9%	74 10%
21 ~ 40m ³	155 21%	157 21%	159 21%	162 21%	165 22%	164 22%	170 22%	174 22%	177 23%	179 23%
41 ~ 60m ³	140 19%	141 19%	144 19%	147 19%	148 19%	160 21%	158 21%	157 20%	155 20%	156 20%
61 ~ 100m ³	100 13%	100 13%	99 13%	98 13%	97 13%	108 14%	102 13%	98 13%	95 12%	93 12%
101 ~ 200m ³	39 5%	37 5%	38 5%	37 5%	37 5%	38 5%	35 5%	33 4%	33 4%	33 4%
201m ³ 以上	249 34%	252 34%	254 34%	248 33%	251 33%	218 29%	235 31%	250 32%	244 31%	243 31%

図 使用料の推移

2. 下水道使用料改定の基本方針

(2)本市の下水道使用料体系

本市の下水道使用料は、平成26年から平成27年にかけて、2か年にわたり審議会での審議を行い、平成30年10月1日から新使用料体系に移行しました。

区分	2か月につき（税抜）	
	汚水量	使用料
基本 使用料	—	2,200円
従量 使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	35円
	20㎡を超え 40㎡まで	105円
	40㎡を超え 60㎡まで	113円
	60㎡を超え 100㎡まで	121円
	100㎡を超え 200㎡まで	127円
	200㎡を 超えるもの	133円

本市の下水道使用料体系は左表のとおりです。

使用水量の有無に関わらず一律に負荷する「**基本使用料**」と使用した水量に応じて支払う「**従量使用料**」で構成される**二部使用料制**となっています。

従量使用料は使用水量に応じて使用料単価が高くなる「**累進制**」を採用しています。

2. 下水道使用料改定の基本方針

(2)本市の下水道使用料体系

①基本使用料

区分	2か月につき（税抜）	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,200円
従量使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	35円
	20㎡を超え 40㎡まで	105円
	40㎡を超え 60㎡まで	113円
	60㎡を超え 100㎡まで	121円
	100㎡を超え 200㎡まで	127円
	200㎡を 超えるもの	133円

概要

汚水使用水量に関係なく、下水道事業を行うため必要な固定的経費を回収する使用料として位置付けています。
※水を使用していなくても発生します。

本市の基本使用料は1か月当たり1,210円(税込)となっており、県内の下水道事業では比較的低めの設定となっています。

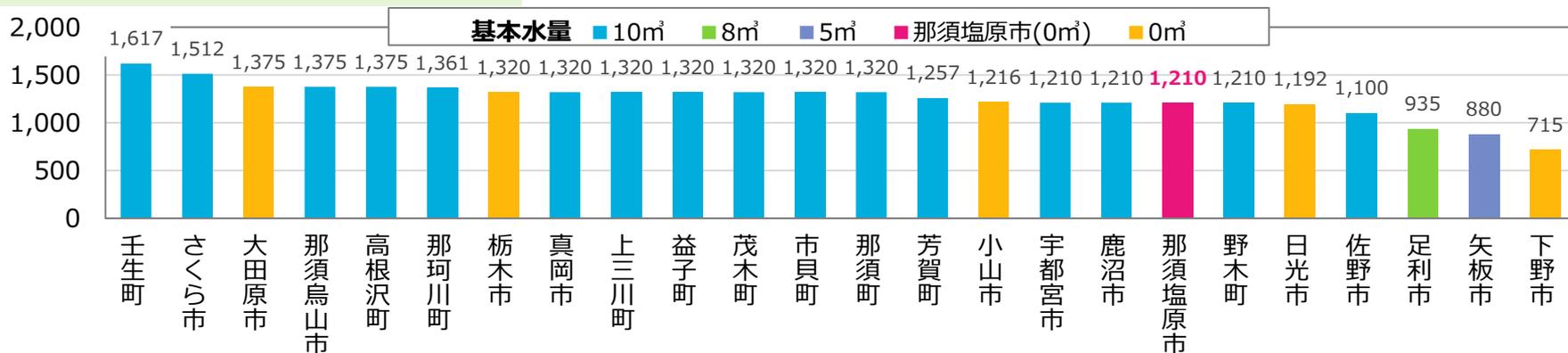


図 基本使用料 1か月あたり/税込

2. 下水道使用料改定の基本方針

(2)本市の下水道使用料体系

②基本水量

区分	2か月につき (税抜)	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,200円
従量使用料 (1m ³ につき)	20m ³ まで	35円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	105円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	113円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	121円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	127円
	200m ³ を 超えるもの	133円

概要

前項説明があった基本使用料に賦課される排水量のことです。

本市下水道事業では、基本使用料に基本水量を設定していません。県内では基本水量を10m³としている下水道事業が主流ですが、近隣の日光市、小山市、大田原市等では、本市と同様、基本水量は無しとされています。

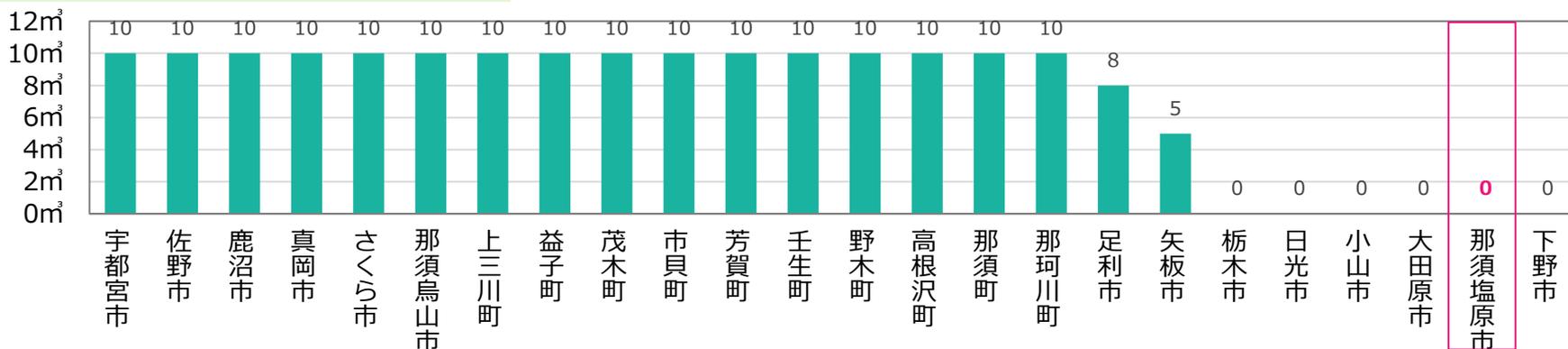


図 基本水量 1か月あたり

2. 下水道使用料改定の基本方針

(2)本市の下水道使用料体系

③従量使用料(区分数)

区分	2か月につき (税抜)	
	汚水量	使用料
基本 使用料	—	2,200円
従量 使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	35円
	20㎡を超え 40㎡まで	105円
	40㎡を超え 60㎡まで	113円
	60㎡を超え 100㎡まで	121円
	100㎡を超え 200㎡まで	127円
	200㎡を 超えるもの	133円

概要

使用した水量に応じて支払う料金です。

※使用水量に対して使用料が変動するため、公平性が保たれます。

本市の下水道使用料の従量使用料単価の区分は6区分であり、佐野市の7区分に次ぐ多さとなっています。

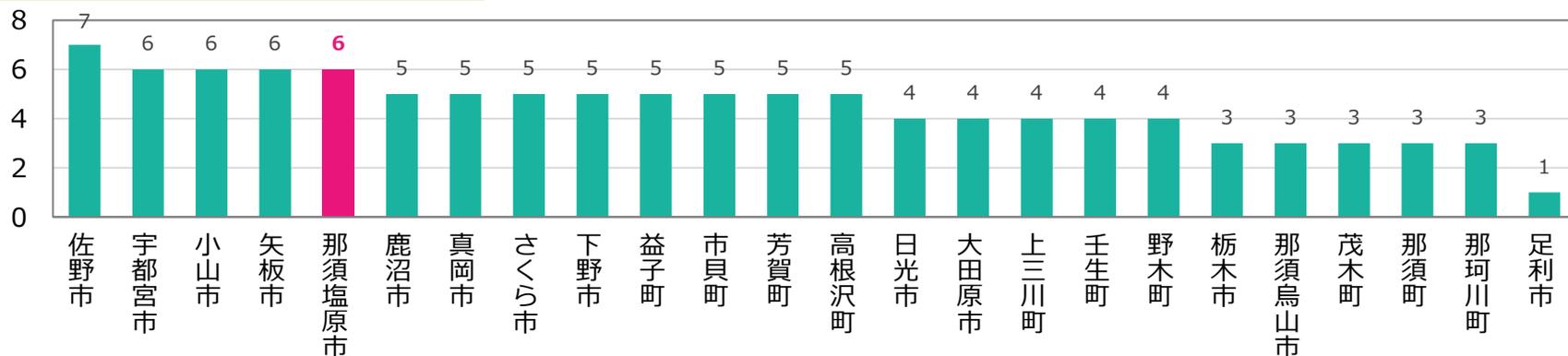


図 従量区分数

2. 下水道使用料改定の基本方針

(2)本市の下水道使用料体系

④従量使用料(最低単価)

区分	2か月につき (税抜)	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,200円
従量使用料 (1m ³ につき)	20m ³ まで	35円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	105円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	113円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	121円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	127円
	200m ³ を 超えるもの	133円

概要

使用した水量に応じて支払う料金です。

※使用水量に対して使用料が変動するため、公平性が保たれます。

本市の下水道使用料における従量使用料の最低単価は35円となっています。これは、小山市や大田原市と同様に基本水量が設定されず、0m³から加算される従量使用料の設定が設けられているからです。

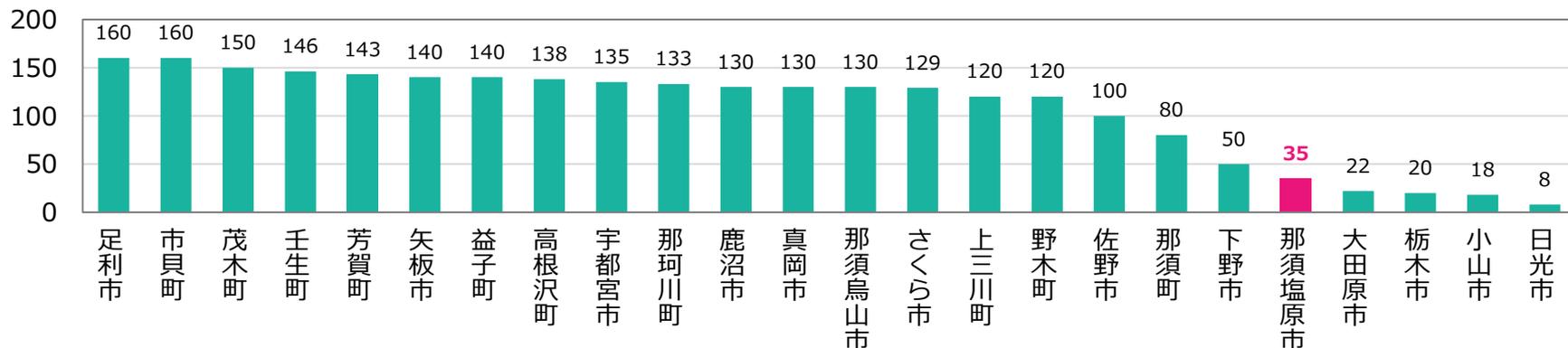


図 従量使用料 最低単価

2. 下水道使用料改定の基本方針

(2)本市の下水道使用料体系

⑤累進度

概要

最高区分の従量料金単価÷最低区分の従量使用料単価
 ※累進度の引き上げは、大口の利用者の負担額増加につながり、大口の利用者への依存が高まる。

本市の下水道使用料では、従量使用料の最低単価は35円ですが、これは基本水量が設定されていないことに対応して、安い単価が設定されたためであり、基本水量が設定されている自治体との累進度の比較ができません。このため、便宜的に2番目の105円を最低単価として累進度の検討を行いました。

本市の下水道使用料の累進度については1.27であり、中間的な設定であると言えます。

区分	2か月につき (税抜)	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,200円
従量使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	35円
	20㎡を超え 40㎡まで	105円
	40㎡を超え 60㎡まで	113円
	60㎡を超え 100㎡まで	121円
	100㎡を超え 200㎡まで	127円
	200㎡を 超えるもの	133円

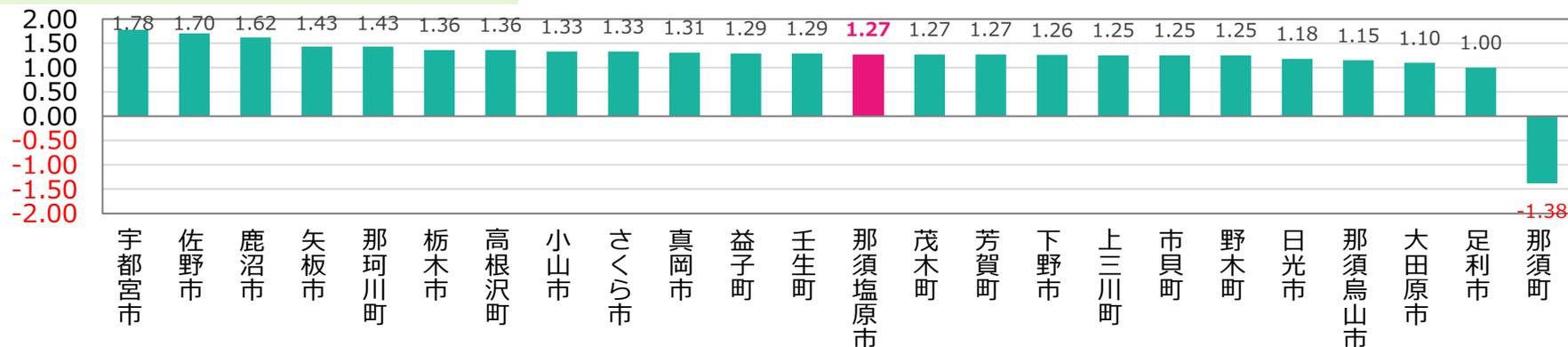


図 累進度

2. 下水道使用料改定の基本方針

(3) 近隣自治体の使用料体系

水量区分、基本水量、累進度等の事項について、近隣市町の状況を以下のとおりに整理しました。
近隣市町の使用料体系と比較すると、本市の使用料体系は、以下のような特徴があるものと言えます。

〈近隣市町と比較した本市の特徴〉

- ①基本使用料が安価である。
- ②基本水量が設定されていない。
- ③従量水量区分が多い。
- ④従量使用料単価の最低区分が安価である。
- ⑤累進度は平均的な水準である。

近隣市町の状況（税抜金額）R7.12.1時点

市町村	改定年	使用料体系	従量水量区分数	基本水量(m ³)	基本使用料(円・税抜)	累進度	最低区分における従量料金単価(円/m ³)	最高区分における従量料金単価(円/m ³)	使用料単価(R5 税抜)
那須塩原市	H30	累進	6	0m ³	1,100	1.27	35	133	135.67
宇都宮市	H8	累進	6	10m ³	1,100	1.78	135	240	151.08
日光市	R8	累進	4	0m ³	1,084	1.18	8	161	151.46
大田原市	R7	累進	4	0m ³	1,250	1.10	22	160	144.53
矢板市	R3	累進	6	5m ³	800	1.43	140	200	167.11
さくら市	R7	累進	5	10m ³	1,375	1.33	129	172	132.22
那須烏山市	H18	累進	3	10m ³	1,250	1.15	130	150	146.70
高根沢町	R5	累進	5	10m ³	1,250	1.36	138	188	146.71
那須町	H13	累進	3	10m ³	1,200	-1.38	80	110	102.57
那珂川町	H17	累進	3	10m ³	1,237	1.43	133	190	155.65

2. 下水道使用料改定の基本方針

(4) 下水道使用料改定の基本方針

下水道使用料については、社会情勢の変化に応じて、基本使用料や累進度等の設定について見直すことが望ましいと言えます。

直近動向

- ※0～100m³/2か月以下の区分は一般家庭、100m³/2か月超の区分は事業者等と想定されます。
- ・0～60m³/2か月の使用者は、水洗化人口に連動し、件数・水量は増加しています。
- ・61～100m³/2か月の使用者は、件数・水量ともに減少傾向であり、世帯の小規模化による少量利用者グループへの移動が要因と考えられます。
- ・101m³/2か月以上の使用者等の件数・水量は全体の約3割を占めていますが、全体からのシェアは減っています。

まとめ

近年の利用者別の件数や水量等の動向を検証しましたが、前回改定で想定していたような動向（少量利用者のシェア増加や大量利用者のシェア減少など）が読み取れるため、大きな体系の見直しは不要であり、下水道使用料の水準のみに対応する方針にしました。

また、公平性から基本使用料と従量使用料を同じ改定率で一律値上げすることが妥当だと考えられます。

3. 下水道使用料改定案

(1) 改定率について

下水道使用料の改定率については、前述の財政の方向性に基づき、速やかに経費回収率100%を達成することを目標とした改定率を設定するものとなりました。

この場合、令和9年度に改定率11.5%を見込むものとし、これにより今後5年間、経費回収率は100%を下回らない見通しです。

【下水道使用料・改定率の設定】

■ 令和9年度 改定率 11.5%

(使用料単価137.48円/m³→153.22円/m³)

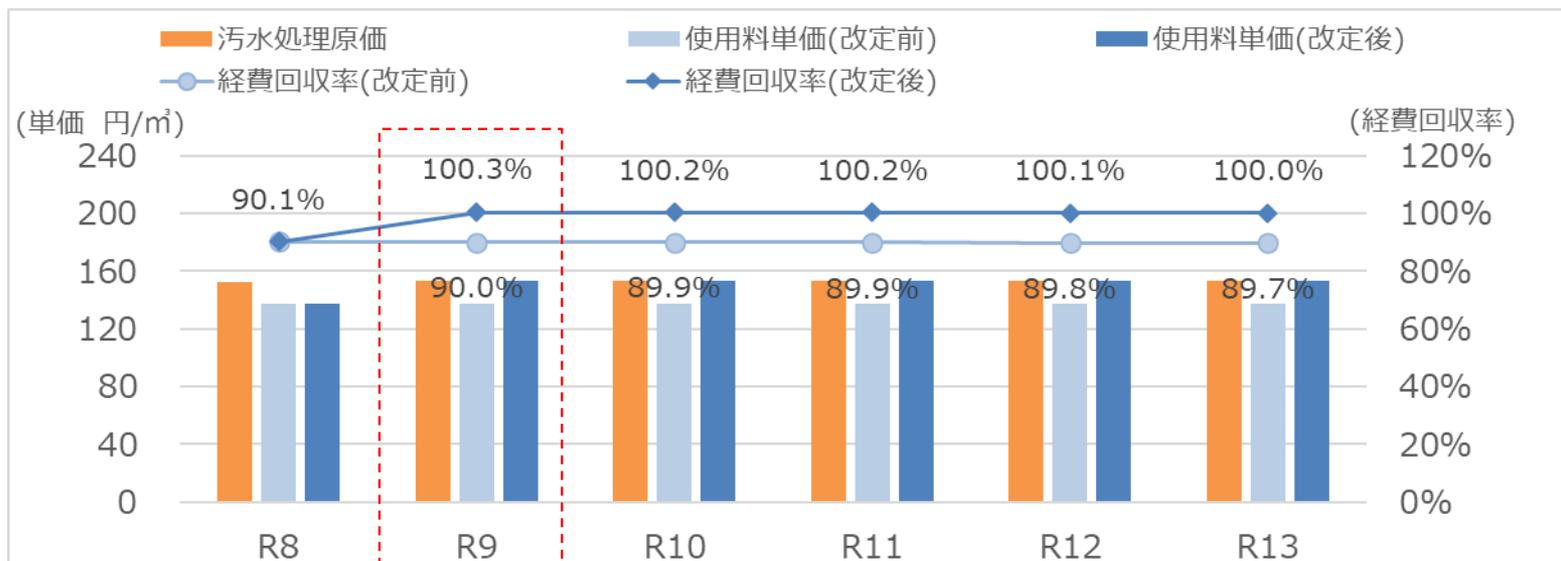


図 経費回収率の動向について

3. 下水道使用料改定案

(2) 下水道使用料改定案

改定案については、前述の方向性に基づき、以下のような案を設定しました。

改定案	改定率	趣旨
1回の改定で経費回収率100%を達成	令和9年度11.5%	➤ 令和9年度から5年間、経費回収率100%を下回らないように改定率を設定。

区分	2か月につき（税抜）	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,200円
従量使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	35円
	20㎡を超え 40㎡まで	105円
	40㎡を超え 60㎡まで	113円
	60㎡を超え 100㎡まで	121円
	100㎡を超え 200㎡まで	127円
	200㎡を 超えるもの	133円

一律11.5%
引き上げ

区分	2か月につき（税抜）	
	汚水量	使用料
基本使用料	—	2,453円
従量使用料 (1㎡につき)	20㎡まで	39円
	20㎡を超え 40㎡まで	117円
	40㎡を超え 60㎡まで	126円
	60㎡を超え 100㎡まで	135円
	100㎡を超え 200㎡まで	142円
	200㎡を 超えるもの	148円

3. 下水道使用料改定案

(2) 下水道使用料改定案

下水道使用料改定案での水量別の負担額の想定を行いました。

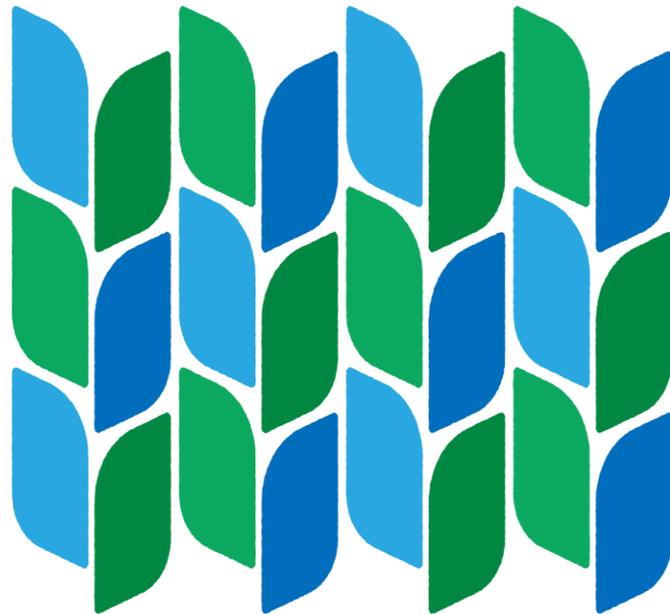
使用水量 (2か月)/項目	現行体系	税抜金額
		改定率 (11.5%)
20m ³	2,900 円	3,233 円 (+333)
50m ³	6,130 円	6,833 円 (+703)
100m ³	12,100 円	13,493 円 (+1,393)
200m ³	24,800 円	27,693 円 (+2,893)
500m ³	64,700 円	72,093 円 (+7,393)
1,000m ³	131,200 円	146,093 円 (+14,893)

3. 下水道使用料改定案

(3) 近隣市町村の改定状況

近隣市町村の改定状況は下表のとおりです。

自治体名	改定年月日	改定率	使用料単価 (R5)	改定内容
高根沢町	令和5年4月1日	25%	146.71	基本使用料および超過料金を一律25%引上げ
小山市	令和5年10月1日	18.6%	130.19	下水道使用料を平均18.6%引上げ、井戸水利用者の認定水量を6 ^m から7 ^m に変更
大田原市	令和7年4月1日	12%	144.53	基本水量を廃止し、従量使用料を平均約12%改定
さくら市	令和7年12月1日	18%	132.22	基本使用料を25%、従量使用料を7%改定
日光市	令和8年1月1日		151.46	基本使用料を744円から1,084円に改定、基本水量を廃止し超過料金を新設



好きを、編む。
那須塩原市